西条市建築確認申請等手数料一覧表（抜粋）

令和4年2月20日改正（※下線部改訂）

○建築確認・完了検査

床面積（A）	確認申請	完了検査	中間検査	中間検査を行った建築物の完了検査
A ≦ 30㎡	9,000円	14,000円	15,000円	14,000円
30㎡ ＜ A ≦ 100㎡	15,000円	17,000円	18,000円	17,000円
100㎡ ＜ A ≦ 200㎡	22,000円	23,000円	25,000円	22,000円
200㎡ ＜ A ≦ 500㎡	29,000円	31,000円	33,000円	30,000円
500㎡ ＜ A ≦ 1,000㎡	51,000円	52,000円	55,000円	50,000円
1,000㎡ ＜ A ≦ 2,000㎡	72,000円	70,000円	74,000円	66,000円
2,000㎡ ＜ A ≦ 10,000㎡	209,000円	166,000円	165,000円	161,000円
10,000㎡ ＜ A ≦ 50,000㎡	353,000円	268,000円	268,000円	263,000円
50,000㎡ ＜ A	683,000円	528,000円	551,000円	523,000円

※ 建築物を建築する場合においては、当該建築物に係る部分の床面積の合計とする。建築物の移転等（移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更をいう。）をする場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1とする。

※ 確認を受けた建築物の計画の変更をして移転等をする場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。確認を受けた建築物の計画を変更する場合において床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積とする。

○建築設備・工作物

区　分	確認申請	完了検査
建築設備（昇降機）	13,000円	20,000円
小荷物専用昇降機	6,000円	13,000円
工作物	11,000円	13,000円

○許可・認定等

検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定の申請に対する審査	136,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築認定の申請に対する審査（法43条第2項第1号認定）	31,000円
建築物の敷地と道路との関係の建築許可の申請に対する審査（法43条第2項第2号許可）	37,000円
道路の位置の指定（変更・廃止）の申請に対する審査	50,000円
仮設建築物の建築許可の申請に対する審査	136,000円

○長期優良住宅の認定（一戸建ての専用住宅で建築基準関係規定の審査をしない場合）

新築	登録住宅性能評価機関の確認書がある場合	16,400円
	設計住宅性能評価書の交付を受けている場合（長期使用構造等である旨の記載のあるもの）	16,400円
	上記以外の場合	56,500円
増築	登録住宅性能評価機関の確認書がある場合	22,300円
	上記以外の場合	82,400円

※ 変更認定の申請に係る手数料はそれぞれ該当の手数料の金額の2分の1に相当する額とする。(100円未満は四捨五入)

〇建築物省エネ法による省エネ適合性判定

床面積（A）	モデル建物法		標準入力法 主要室入力法	
		工場等減額措置		工場等減額措置
300㎡ ≦ A ＜ 2,000㎡	176,800円	45,800円	445,500円	52,200円
2,000㎡ ≦ A ≦ 5,000㎡	286,100円	115,300円	635,600円	123,400円
5,000㎡ ≦ A ≦ 10,000㎡	373,500円	173,600円	782,900円	182,500円
10,000㎡ ≦ A ≦ 25,000㎡	448,700円	215,700円	925,300円	225,400円
25,000㎡ ≦ A	526,400円	267,500円	1,055,600円	278,800円

※ 適合性判定の変更に係る手数料は新規適合性判定手数料の2分の1に相当する額とする。（100円未満は四捨五入）

※ 軽微変更該当証明に係る手数料は新規適合性判定手数料の2分の1に相当する額とする。（100円未満は四捨五入）